

飯田市耐震改修促進計画（第Ⅳ期）の概要

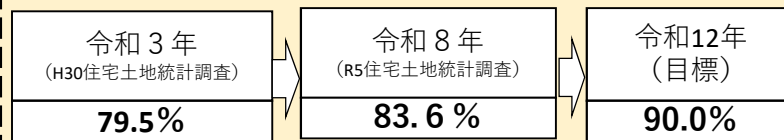
令和8年3月23日 市議会全員協議会 資料No.10-1

◆修正の背景

- 法律：建築物の耐震改修の促進に関する法律（第6条第1項）
市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるように努めるものとする。
- 長野県耐震改修促進計画（第Ⅳ期）の修正（令和8年度から令和12年度まで）に合わせて修正する。

◆住宅・特定建築物の耐震化率の現状及び目標

○住宅の耐震化率の現状と目標



○多数の者が利用する特定建築物の耐震化率の現状と目標



◆本文中の主な修正点

- 計画期間** 計画期間を「令和8年度から令和12年度まで」とする。
- 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標**
 - ・想定される地震の規模、想定される被害の状況の修正：平成27年3月に策定された「第3次長野県地震被害想定調査報告書」の被害想定から、当市で実施した地震被害想定調査の被害想定に変更。
- 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策**
 - 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組み方針の修正
 - ・住宅に関する支援に関する修正
耐震改修補助金の増額
安価な耐震改修工法等の普及の追記：費用負担低減のための低コストかつ簡易な工法の周知
建て替え、除却の促進の追加
 - 地震被害からのリスクを低減するための方策や日ごろからの災害への備え
 - ・防災ベッド、シェルター導入支援、地震保険・共済への加入促進等の啓発の追加
- 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及**
 - 地震に関するハザードマップの作成及び公表に関する修正
 - ・地震被害想定調査の結果や地震ハザードマップ（仮称）の公表を行う